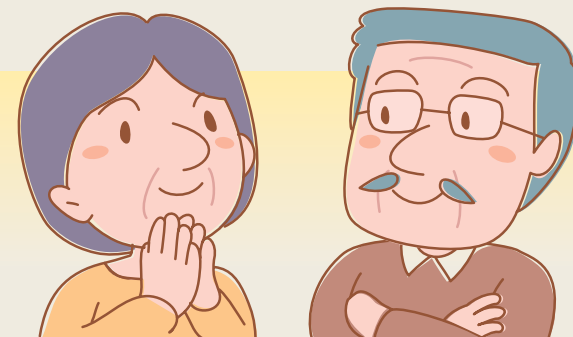


# 合併に伴う住所変更にかかる 主な手続きについて

## 国関係その他



件名		住所変更等の手続き	手続き窓口・問合せ先	
		要・不要	手続きの方法等	
土地・建物登記簿の所在地及び土地・建物登記簿の登記名義人(所有者・抵当権者など)の住所		不要	土地・建物の所在地については、法務局が修正します。また、登記名義人の住所は、合併により、その住所の変更の登記があったものとみなされます。なお、登記簿の記載が旧住所のままでは差し支える場合は申請していただく必要があります。(非課税)	福岡法務局久留米支局 (0942)39-2121 福岡法務局吉井支局(旧田主丸地域のみ) (0943)75-2869
会社(法人)の本店及び主たる事務所の所在		不要	本店及び主たる事務所の所在については、法務局が修正します。	
会社(法人)の代表者・役員等の住所		不要	代表者等の住所は、合併により、その住所の変更の登記があったものとみなされます。なお、登記簿の記載が旧住所のままでは差し支える場合は、申請していただく必要があります。(非課税)	福岡法務局久留米支局 (0942)39-2121
自動車検査証	普通自動車及び小型二輪自動車(排気量250 cc超)の使用者及び所有者	不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。	福岡運輸支局久留米自動車検査登録事務所 (自動車登録・検査関係) (0942)21-9291
	軽自動車(四輪)の使用者及び所有者			軽自動車検査協会福岡主管事務所久留米支所 (0942)21-5680
軽自動車届出済証		不要	軽自動車(二輪)(125 cc超～250 cc以下)の使用者及び所有者	軽自動車協会久留米分室 (0942)21-8893
国民年金、厚生年金の受給者の住所		不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。	久留米社会保険事務所 (0942)33-6191
平成17年2月5日現在の家事裁判・調停事件当事者		要	住所変更の届出をしてください。	福岡家庭裁判所久留米支部 (0942)32-5387
電話加入に関する契約をおこなっている方、電話帳に掲載されている住所		不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。	NTT西日本 (局番なしの116)
郵便局における簡易保険の契約者、郵便貯金通帳をお持ちの方		不要	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。なお、住所変更を希望される方は、郵便局の窓口において手続きをしてください。	各郵便局
預金通帳、定期預金証書、キャッシュカード等をお持ちの方		不要 (要)	合併時の住所変更の手続きは必要ありません。ただし、当座預金、融資取引等がある方は、住所変更の手続きが必要となる場合がありますので、各金融機関の窓口にお問合せください。	各金融機関